平成２３年（フ）第９０１号
北海道千歳市新富２丁目２番12―201号
債務者　古山恵美子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４８号
札幌市北区新川４条８丁目６番７号
債務者　齊藤美和子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５０号
札幌市東区北26条東20丁目２番17号　第２はぎはらハイツ２号
債務者　丸　　芳浩
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９１号
札幌市中央区北１条東１丁目６番地３　シティーコート北１条1006号
債務者　駒木　健祐
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０１号
札幌市豊平区中の島２条８丁目３番27号
債務者　岸本　一也
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０２号
札幌市豊平区中の島２条８丁目３番27号
債務者　岸本　尚美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１９号
札幌市白石区川北１条２丁目10番１―101号
債務者　境　　憂子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２２号
札幌市西区琴似１条３丁目１番19―401号
債務者　谷口　明秀
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０７号
札幌市白石区菊水９条４丁目４番30―1021号
債務者　下司　　久
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５８号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番46号　クリスタルハイツ202号
債務者　大西　隆悟
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５９号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番46号　クリスタルハイツ202号
債務者　大西　恵美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６５号
札幌市北区新琴似11条15丁目４番６号
債務者　花野　孝美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３００号
札幌市西区宮の沢１条３丁目９番10号　ビューフラット宮の沢202号
債務者　菅原　　爾
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０５号
札幌市西区琴似３条５丁目４番10―202号
債務者　齋藤　佳史
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５５号
札幌市豊平区美園７条３丁目１番４号　シャネルホーム美園203号
債務者　成田　哲史
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３号
群馬県前橋市文京町３丁目24番15―Ｂ―12号　メゾン柳坂
債務者　小池　幸司
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
群馬県伊勢崎市寿町198番地６
債務者　唐澤　英臣
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５号
群馬県伊勢崎市羽黒町34番地　羽黒住宅1413
債務者　中村　　博
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
前橋地方裁判所